

# 虐待の防止のための指針

特別養護老人ホーム愛全園  
短期入所生活介護事業所  
介護予防短期入所生活介護事業所

## 1施設における虐待の防止に関する基本的考え方

当施設では、利用者の皆様の意思と生活上の自由を最大限尊重し、人権と尊厳を守るため、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者虐待に該当する下記の行為、および、関連する不適切なケアの一切を行いません。また、すべての職員が要介護施設の職員としての責務・適切な対応等を正しく理解し、虐待の発生の防止に努めるとともに、虐待等の早期発見、迅速かつ適切な対応が行えるよう本指針を遵守し行動します。

- i 身体的虐待:高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ii 介護・世話の放棄・放任:高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- iii 心理的虐待:高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- iv 性的虐待 :高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- v 経済的虐待:高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

## 2虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項について

- ① 当施設では、虐待発生防止に努めるため、「虐待防止検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置します。
- ②委員会の委員長は、施設長とし、介護課長を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者(以下「担当者」という。)」とします。
- ③委員会の委員は、介護課長、介護主任、介護副主任、管理栄養士、機能訓練指導員、生活相談員、介護支援専門員等とします。
- ④委員会は、2 ヶ月ごとに開催し、虐待やそれに関連した事案が発生した場合は、速やかに委員会を開催します。
- ⑤委員会では、次の様な事項について検討することし、その結果について職員へ周知徹底を図ります。
  - ・委員会その他施設内の組織に関すること
  - ・虐待の防止のための指針の整備に関すること
  - ・虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
  - ・虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
  - ・職員が虐待等を把握した場合に、区市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
  - ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
  - ・前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

### 3虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底します。

具体的には、次のプログラムにより実施します。

- ・ 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
- ・ 高齢者権利養護事業/成年後見制度の理解
- ・ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ・ 早期発見・事実確認と報告等の手順
- ・ 発生した場合の改善策

実施は、年2回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。これらの研修の実施内容については記録に残すものとします。

### 4虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ① 虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した場合には、利用者の安全・安心の確保を最優先に努め、受診が必要な場合は、事故発生時の手順に準じて対応します。
- ② 委員会は虐待の実態、経緯、背景等を調査し、再発防止策を事業所として検討します。
- ③ 委員会において、調査内容、再発防止策について報告を行います。
- ④ 委員会は、報告された調査内容及び再発防止策が不十分な場合は、再調査又は再検討を指示します。
- ⑤ 虐待について法人として対応が必要な場合は、上記の手順を経ずに委員会が主導して対応します。
- ⑥ 虐待について、区市町村の調査が行われる場合は、委員長が対応します。
- ⑦ 虐待を行った職員については、就業規則に基づき適切な処分を行います。

### 5虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- ① 虐待事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者の様子の変化を迅速に察知し、それに係る確認や施設長等への報告を行います。
- ② 虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した職員は、課長を経て施設長に、施設長は施設長会、理事長に速やかに報告します。また課長は区市町村に第一報として報告を行うとともに、家族には誠意をもって謝罪し、虐待の実態、経緯、背景等の調査、再発防止策を速やかに行う旨伝えることとします。
- ③ 施設長は、委員会で承認された、虐待の実態、経緯、背景、再発防止策を家族等及び区市町村に報告します。虐待等が発生した場合には、速やかに区町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

また、緊急性の高い事案の場合には、区市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

#### 6 成年後見制度の利用支援に関する事項

当施設は、家族がいない又は、家族の支援が著しく乏しい利用者の権利擁護が図られるよう、親族及び地域包括支援センター等と連携し、成年後見制度が利用できるよう支援します。

#### 7 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談します。

苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払います。

#### 8 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

入所者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当施設HPにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とします。

#### 9 その他虐待の防止の推進のために必要な事項

第3に定める研修会のほか、社会福祉協議会や老人福祉施設協議会等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

#### 附則

この指針は、令和 3年 9月 1日より施行します。